

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

【第2次公募要項】

福島県では、12市町村の事業者の事業や生業の再建等を支援し、併せて事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」を実施することとしており、以下のとおり公募を行います。

なお、補助対象者は、原子力災害発生時に12市町村で事業を行っていた中小事業者（以下、「原子力被災事業者」といいます。）です。

また、補助金の交付決定日以降に新たに実施する施設・設備の整備・修繕等のみが補助対象となります。補助金の遡及適用はありません。

事業の概要

1 事業の目的

原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村内及び12市町村外（県外を含む）において、原子力被災事業者が事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助します。

2 補助対象事業

① 12市町村内において事業再開（※）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合

② 原子力災害後休業していた者で、12市町村外（福島県外を含む。）において事業再開（※）を行う場合

※ 原子力災害前の事業とは異なる業種での再開（転業再開）を含む。

3 補助率

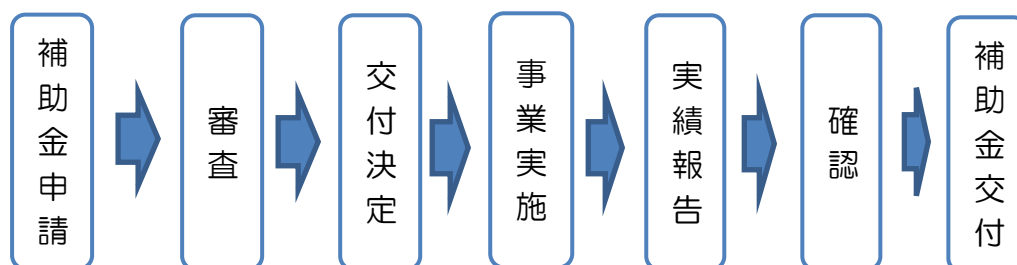
①の場合：3／4

②の場合：1／3

4 公募期間

平成28年7月8日（金）～8月23日（火）（当日消印有効）

5 事務の流れ



平成28年7月

福島県商工労働部経営金融課

（お知らせ）※申請前に必ずご一読ください。

- 申請書の不明点については、県庁経営金融課（１０ページ参照）までお問い合わせください。
- 当補助金では、申請書に添付された事業再開等計画などを外部有識者から構成される審査会が審査し、採択の可否を決定します。提出書類に不備や不足がないようにご注意ください。
- 当補助金の申請書類の提出に際しては、認定経営革新等支援機関（認定支援機関）によって事業計画の妥当性や実効性を確認した「認定支援機関確認書」が必要となります。
認定支援機関は、商工会・商工会議所、金融機関、公認会計士、税理士、中小企業診断士など福島県内でも７００を超える機関が認定を受けています。
詳しくは、以下のホームページをご覧ください。
東北経済産業局 HP：http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyokashien.html
中小企業庁 HP：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>
公募締め切り日の２週間前に入ると、認定支援機関に確認を依頼しても間に合わない場合がありますので、余裕を持って依頼してください。
また、「市町村復興計画等確認書」の添付を必要とする場合は、公募締め切り日前から３週間以上の余裕を持って依頼するようにしてください。
- 補助対象事業費の限度額は１０００万円です。ただし、１２市町村内において事業再開等を行う場合で、市町村が策定する復興計画に沿ったものとして、国が定める要件を満たすことを市町村が確認した申請については、補助対象事業費を３０００万円以内とすることができます。
この適用を受けようとする方は、当補助金の申請書類の提出に際して、１２市町村による確認を受けた「市町村復興計画等確認書」を添付してください。
公募締め切りの２週間前を切ると、１２市町村に確認を依頼しても間に合わない場合がありますので、余裕を持って依頼してください。
- 交付決定までの期間は、申請書の内容の確認や補正、審査会開催などを行うことから、公募を締め切ってから交付決定まで１か月半程度を標準と考えていますが、書類の不備や計画の見直し等のためにさらに時間を要する場合がありますので、余裕を持った申請をお願いします。
- 当補助対象事業の実施期間は、交付決定後から平成２９年３月３１日（金）までです。
- 平成２８年度の次回公募は、改めてホームページ等でお知らせします。

目 次

1 当補助金について	4
1.1 事業の目的	4
1.2 補助対象者	4
1.3 補助対象事業	5
1.4 補助対象経費	6
1.5 補助対象経費の限度額	9
1.6 補助率	9
1.7 補助額	9
1.8 補助対象期間	9
1.9 応募手続きの概要	10
1.10 補助事業者の義務	12
1.11 申請書記入上の留意点	13
1.12 認定経営革新等支援機関	15
1.13 市町村復興計画等の確認	17
1.14 その他	17
2 参 考	19
2.1 中小事業者の定義	19
2.2 資金面に関すること	21

1 当補助金について

1.1 事業の目的

12市町村の事業者の事業や生業の再建等を支援し、併せて事業者の帰還や事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」を実施します。

1.2 補助対象者

【原則】

補助対象事業者は、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故で被災した12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）で事業を行っていた中小事業者（※）です。

※中小企業基本法第2条第1項若しくは第5項又は中小企業信用保険法第2条第1項若しくは第3項に規定されている中小企業者及び小規模企業者（詳しくは「参考 2.1」を参照してください）

なお、グループの組成を要件とするものではありませんので、事業者が単独で申請してください。

共同で事業再生等を行う場合は、面積按分等により申請者毎の割合を求め、各々が同一時期に申請してください。

【例外】

次のいずれかに該当する事業者は申請することができません。

(1) 特定の風俗営業事業者

① 対象としない風俗営業の範囲

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第1項に規定する風俗営業及び第2項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

② ①に該当する場合であっても、次の場合は補助金申請を認めます。

第1項第2号 料理店（いわゆるスナック）※社交飲食店は除く

第1項第4号 ダンスホール

第1項第8号 ゲームセンター

③ 許可証の写しの提出

②の風俗営業許可を受けている事業者が補助金の交付申請をしようとする場合は、内容を確認するため、風俗営業許可証の写しを提出し

てください。(そもそも該当する営業のためには許可が必要であり、許可を受けていないとすれば違法です。)

④ 留意点

- A 深夜営業を行う居酒屋等の届出は当該確認の対象ではありません。
- B 「料理店」か「社交飲食店」かなど、どの区分に該当するかは、「スナック〇〇」などの店名(屋号)で判断されるのではなく、異性による接客状況など営業実態によって公安委員会が判断します。

(2) 暴力団又は暴力団員等

福島県暴力団排除条例(平成 23 年福島県条例第 51 号)に規定する暴力団又は暴力団員等が役員となっている中小事業者は、補助金の交付申請は認めません。

申請後、該当することが発覚した場合、補助金返還を求めるとともに、警察に告発する場合があります。

(3) 県税に未納がある者

県税に未納がある場合は、補助金の交付はできません。

補助金交付申請の際に納税証明書を添付してください。仮に未納がある場合は、完納後の証明書を提出してください。

(4) みなし大企業

次の①～③のいずれかに該当する事業者は、大企業とみなして補助対象から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1 / 2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 / 3 以上を大企業が有している中小企業
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1 / 2 以上を占めている中小企業者

1.3 補助対象事業

当補助金では、以下の2つの類型があります。

- ① 12市町村内において事業再開(※1)や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合。具体的には、施設・設備の整備・修繕、宿舍整備、新商品・新サービス開発、市場開拓調査・販路開拓を行うものが対象となります。

- ② 原子力災害後休業していた者（※２）で、１２市町村外（福島県外を含む。）において事業再開（※１）を行う場合。具体的には、施設設備の整備・修繕、新商品・新サービス開発、市場開拓調査・販路開拓を行うものが対象となります。

※１ 原子力災害前の事業とは異なる業種での再開（転業再開）を含みます。

※２ 休業とは、前期に売り上げが計上されていなかった（売上ゼロ）こととします。

1.4 補助対象経費

補助事業を行うに当たり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

【補助対象事業及び補助対象経費】

事業区分	補助対象経費	内 訳
(１) 施設・設備の整備・修繕	施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他要綱第３条の目的の達成に不可欠と認められる施設
	土地	土地購入費、土地整備費、建物取り壊し・撤去費、土地賃借費
	設備	補助事業者の事業再開の用に供する設備
	雑役務費	
(２) 宿舍整備（１２市町村内で実施する場合のみ）（注１）	宿舍整備のための事業に要する費用	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用
	土地	土地購入費
	雑役務費	
(３) 新商品・新サービス開発	新商品・新サービス開発のための事	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運

(4) 市場開拓調査	業	搬費、専門家謝金、専門家旅費
	雑役務費	
	市場開拓調査事業に要する費用	委託費（マーケティング調査費等）
	広報費	販路開拓等に要する広報費、展示会出展費用等
(5) その他	雑役務費	
	その他	知事が特に認める経費

（注１）宿舍の整備の場合、取り壊し・撤去費は対象となりません。

【補助対象経費全般にわたる留意事項】

当補助金による施設・設備の整備・修繕は、原子力災害時に所有していた原状回復に限られません。（ただし、認定経営革新等支援機関による事前確認が必要です。）

その他、以下の点について留意してください。

(1) 当補助金制度上、対象外としている経費

- ① 補助金交付決定よりも前に発注、購入、契約、又は事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- ② 公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- ③ 各種行政手続き費用（建築確認申請費、リサイクル料金、各種登録手続や申請代行費用）及び収入印紙（収入証紙）
- ④ 各種保険料や保守費用
- ⑤ 事業用途以外の施設・設備（住居など）
- ⑥ 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、賃貸目的の施設（アパート、マンション、テナントビル等）や設備（レンタカー事業者のレンタル用車両等）

※店子が賃借している施設の整備を申請する場合はこの限りでない。

- ⑦ 自社整備の際の人件費
- ⑧ 事業用途以外の目的に使用され得る乗用車等
※建機車両、移動販売車、大型車両等は補助対象
- ⑨ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

- ⑩ 汎用性の高い備品（家庭用電化製品、食器、調理器具）
- ⑪ 保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、電話代及びインターネット利用料金等の通信費
- ⑫ 商品券等の金券
- ⑬ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ⑭ 振込手数料
- ⑮ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑯ 中古市場においてその価格の適正性が明確でない中古品の購入費
- ⑰ 売電を目的とする施設（太陽光パネル等）
- ⑱ 消耗品
- ⑲ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2) 店舗兼住宅など事業目的のみに区分できない場合

- ① 補助金の交付申請をしようとしている施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用される場合には、面積按分等によって事業目的部分を特定することになります。
- ② 別棟になっている場合を除き、建物の用途は「店舗兼住宅」等併用であることがわかるよう申請書に記載の上、図面や見積書は事業目的外を含む全てを記載し、かつ事業目的箇所を特定して提出してください。

補助金申請額を算定する場合、次の式で補助金額を求めてください。

全体事業費×事業用途面積／（事業用途面積＋非事業用途面積）

※（事業用途面積＋非事業用途面積）＝全体面積－共用面積

(3) 設備の範囲

当補助金での設備の入替（更新）は、資産計上するものに限りません。設備の入替（更新）を行う場合は、資産計上が必要かどうかを税務署に確認の上、資産計上してください。

(4) 雑役務費

雑役務費にどのような費用を計上するかについては、個別にお問い合わせください。

(5) 支払い方法

原則銀行振込とし、それが困難な場合は現金による支払いを行ってください。

他の取引との相殺払いによる支払い、手形による支払い、手形の裏書譲渡、小切手、債権譲渡による支払い、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払いは行わないでください。

(6) 見積書の徴収

当補助金における発注先（委託先）の選定に当たって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を徴収してください。また、単価50万円（税抜き）以上の物件については原則として補助事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない2社以上から見積もりを取ることが必要です。ただし、発注（委託）内容の性質上2社以上から見積もりを取ることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約とする理由書が必要となります。

(7) 消費税の取り扱い

補助金交付申請額の算定段階において、消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除外して算定してください。

1.5 補助対象経費の限度額と応募回数

(1) 応募回数

① 12市町村内で事業再開等を行う場合

事業再開等計画が重複しない限りにおいて、複数回の申請を行うことができます。

ただし、一会計年度（4月～翌年3月）における補助金申請は、以下のA)～E)の区分毎に各1回を上限とし、事業再開等計画が重複しない場合に申請できます。

- A) 施設・設備の整備・修繕
- B) 宿舍整備
- C) 新商品・新サービス開発
- D) 市場開拓調査
- E) その他知事が特に認めるもの

なお、事業再開等計画の内容を細分化して個別に申請することは認められません。事業再開の内容が同一の場合には一つの事業再開等計画として申請しなければなりません。

※認められない例：同一の事業再開等計画において、1回目は土地の購入、2回目は施設の整備、3回目は設備の整備として分割申請を行う場合など。

② 12市町村外で事業再開を行う場合（原子力災害後休業していた者に限る）

会計年度にかかわらず1回のみです。

(2) 補助対象経費の限度額

補助対象経費の限度額は、一会計年度中、一事業者・一区分あたり1000万円です。

ただし、12市町村内において事業再開等を行う場合で、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして別途定める要件を満たすことを市町村が認める場合には、補助対象経費を3000万円以内としますが、新商品・新サービス開発や市場開拓調査のみの場合、限度額は1000万円です。

1.6 補助率

- ① 12市町村内において事業展開投資を行う場合：3/4
- ② 12市町村外において事業再開を行う場合：1/3

1.7 補助金額

- ①の場合：補助対象経費×3/4
- ②の場合：補助対象経費×1/3

ただし、1000円未満は切り捨てとなります。

1.8 補助期間

当補助金の事業の実施期間は、交付決定後から平成29年3月31日（金）までとなっていることから、平成29年3月31日までに事業を完了しなければなりません。

1.9 応募手続きの概要

【募集期間】

受付開始：平成28年7月8日（金）

締め切り：平成28年8月23日（火）（当日消印有効）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県経営金融課 事業再開補助金担当

【電話お問い合わせ】

福島県事業再開等支援補助金コールセンター

電話：024-525-8016

福島県経営金融課 事業再開補助金担当

電話：024-522-7561

※土・日・祝日を除く8:30~17:15

【提出書類】※チェックリスト参照

- (1) 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業再開等計画書（様式第1号（別紙1））
- (3) 法人の場合：定款の写し及び登記事項証明書
個人の場合：住民票
- (4) 原子力災害時に12市町村内で事業を行っていたことを証明できる書類（罹災証明、被災証明、税務申告書若しくは市町村への各種届け出書類の写し、又は、地元商工会・商工会議所の会員証明書（様式任意）など）
- (5) 震災後休業している（前期に売上が計上されていないこと）ことがわかる税務申告書の写しなど
※12市町村外で事業再開する場合のみ添付してください。
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 役員一覧（個人事業者も提出）
- (8) 決算書（直近2期分：休業中の者は震災前の決算書）
- (9) 納税証明書（県税に未納がないことを証明するもの）の写し
- (10) 認定支援機関確認書
※認定支援機関が事業再開等計画書を確認した際に使用した資料一式を添付してください。
- (11) 別紙1に記載の添付書類
 - ① 仕様書、見積書（コピーでも可）等。補助対象外の経費と一括契約の場合は、区分（按分）の計算根拠も添付すること。
 - ② 内容がわかるような図面、図表、写真、カタログなど
 - ③ 市町村復興計画等確認書（12市町村内で実施する事業再開等であって、補助対象経費が1000万円超～3000万円になる場合のみ）など
- (12) その他知事が必要と認める書類

【提出部数】

正本1部

【提出方法】

郵送とします。

【審査方法】

提出される書類について、審査会において審査を行って採択の可否を決定します。審査は提出書類をもって行われますので、不備のないよう十分注意してください。

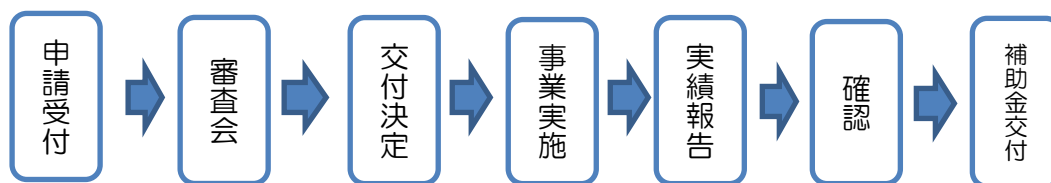
【審査結果の通知】

採択案件の決定後、交付決定を行い、応募者全員に対して、結果を文書にて通知します。

【事務の流れ】

事務の流れは、以下のとおりです。

申請書の内容の確認や補正、審査会開催などを行うことから、公募を締め切ってから交付決定まで1か月半程度を標準と考えています。ただし、書類の不備や計画の見直し等のために、さらに時間を要する場合がありますので、余裕を持った申請をお願いします。



1.10 補助事業者の義務

当補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、軽微な変更を除き、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合は、「補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書」を提出し、事前に県の承認を得なければなりません。
- (2) 本事業を中止、廃止しようとする場合には、「補助事業の中止（廃止）承認申請書」を提出し、事前に県の承認を得なければなりません。この場合は、補助金の全部又は一部について返還を行っていただきます。
- (3) 当補助事業を完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」を県に提出しなければなりません。
- (4) 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

また、補助事業者は、証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合

を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

- (5) 補助事業者は、別に定める期間内に、補助事業により取得し、又は効用が増加した次に掲げる財産を県の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。県の承認を受ける場合には、「取得財産等の処分承認申請書」を提出しなければなりません。承認を受けた場合でも、取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付していただきます。

① 不動産及びその従物

② 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

- (6) 交付申請書の提出に当たっては、消費税及び地方消費税等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

- (7) 補助事業者は、当補助事業の遂行及び支出状況について県の請求があったときは、速やかに「補助事業遂行状況報告書」を提出しなければなりません。また、補助を受けた後においても、県が実施する事業再開状況や営業の状況等、原子力被災事業者の事業再開等の状況調査に協力しなければなりません。

- (8) 当補助金の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。また、当補助事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

1.1.1 申請書記入上の留意点

様式第1号（補助金交付申請書）

所在地は本社の所在地を記載してください。

様式第1号（別紙1）（事業再開等計画書）

- (1) 申請者の概要

法人の場合は、法人番号を記載してください。法人番号がない場合（個人事業主等）は、「なし」と明記してください。マイナンバー（個人番号）は絶対に記載しないでください。資本金無しの場合は「0」で可です。

- (2) 所在地は本社の所在地を記載してください。ただし、主に避難先で業務を行っている場合は、連絡先欄の所在地に記載してください。

(3) 事業の概要等

① 事業再開等計画名

事業目的を意識して30字程度で記載してください。

② 事業の概要

「事業再開等計画の概要」と「補助事業の必要性又は効果」について記載してください。それぞれ次の点に留意してください。

A) 事業再開等計画の概要

事業再開等計画の概要を記載してください。記載にあたっては、概要に加え、以下の内容も分かるようにしてください。

- 事業再開等を行う場所はどこか。
- 事業再開等計画を行う事業分野は何か。

B) 補助事業の必要性又は効果

交付申請書「4事業全体の具体的内容」で記載したそれぞれの経費が事業再開等計画に必要又は効果があることが確認できるように記載してください。その際、経営計画との関係等、できるだけ数値的な説明・根拠を記載してください。

記載にあたっては、必要性・効果に加え、以下のような点も分かるようにしてください。

- 施設の更新や修繕等を行う場合は、施設の現状がどうなっているか。
- 設備を申請する場合は、新規購入か既に保有する設備との入れ替えか。
- 製造用設備等を購入等する場合は、現状保有している同種の設備の種類及び数。設備の入れ替えを行う場合は、設備のスペック等に変更はあるか、同程度のスペック等の設備に入れ替える場合は、入れ替える前の設備の状態がどうなっているか。
- 建機車両等の事業用車両を購入する場合は、現在保有している同種の車両の種類と数、当該車両を運転できる従業員数。
- 事業再開等計画が複数の事業分野にわたる場合は、各経費がどの事業分野で使われるか。

なお、簡潔な表記が難しい場合は適宜別紙を添付してください。

また、車両や設備を購入する場合は、様式1【補足資料】をご活用ください。

(4) 補助金等の交付を受けた実績説明（申請中の案件を含む）

- ① 事業の重複を確認するためのものです。
- ② 東日本大震災以降に受けた（又は申請中の）国及び県の類似の補助金の実績及び本事業との相違点を記載してください。

なお、同一・類似の事業で、申請内容に重複が認められる場合、当補助金事業では採択いたしませんので、ご注意ください。

＜補助金の例＞

- ・ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
 - ・ 企業立地補助金（津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、ふくしま産業復興企業立地補助金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金）
 - ・ 中小企業等復旧・復興支援事業
 - ・ 被災事業者事業再開等支援補助金 など
- ③ 該当案件が複数ある場合は、案件ごとに本表を複製・追加してください。
 - ④ 該当案件について、故意に記載しなかった場合、虚偽の申請を行ったものとみなし、採択、交付決定を取り消す場合があります。

(5) 事業の具体的な内容

- ① 該当する箇所のみ簡潔に記載してください。
- ② 事前に認定経営革新等支援機関の確認を受けた事業再開等計画の内容を記載してください。
- ③ 補助対象経費に関する事業だけでなく、事業全体の具体的な内容について記載してください。
- ④ 所在地・場所には、施設の所在地や設備の設置場所の住所を記載してください。
- ⑤ 所要経費は、当該事業を遂行するために必要な経費です。必要経費全額について、消費税を差し引いた金額を記載してください。

(6) 経費の配分

- ① 「所要経費」は、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、必要経費全額について、消費税を差し引いた金額を記載してください。
- ② 「補助対象経費」とは、「所要経費」のうち補助対象となる経費で、消費税を差し引いた金額を記載してください。なお、汎用性があり目的外使用になり得るもの（例えば、乗用車、汎用性の高い備品などについては、所要経費にはなりますが、補助対象外であるため、「補助対象経費」には

なりません。P 7【補助対象経費全般にわたる留意事項】を確認してください。

- ③ 「補助金所要額」は、「補助対象経費」の総額または、「補助対象限度額」（原則1000万円。「市町村復興計画等確認書」がある場合は、3000万円まで）のいずれか低い額に補助率（3／4又は1／3）を乗じた額（1円未満は切り捨て）となります。「補助金交付申請額」の計は、1000円未満を切り捨ててください。なお、「補助対象限度額」をもって「補助金交付申請額」を積算する場合は、「補助金所要額」及び「補助金交付申請額」は計の欄のみ記入してください。

- ④ 計上された補助対象経費のうち、施設、土地、設備、宿舍整備のための事業に要する費用、新商品・新サービス開発に要する費用、市場開拓に要する費用、広報費、雑役務費については、経費の内容が確認できる書類（仕様書、見積書、図面、図表、写真、カタログなど）の提出を行っていただきます。

(7) 資金調達内訳

補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払いとなります。事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要がありますので、当初の資金調達を記載してください。

(8) その他

- ① 補助対象経費が1000万円超～3000万円になる場合は、市町村復興計画等確認書を合わせて提出してください。
- ② 認定経営革新等支援機関確認書は、認定支援機関自らが応募者となって申請する場合は、他の認定支援機関から取得する確認書を添付してください。また、認定経営革新等支援機関確認書を2カ所（2枚）以上取得しても、審査には影響ありません。

1.12 認定経営革新等支援機関（認定支援機関）

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に関する実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

認定支援機関の不明点については、東北経済産業局にお問い合わせください。
また、認定支援機関一覧については、下記ホームページをご覧ください。

東北経済産業局 HP：

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyokashien.html

中小企業庁 HP：

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

なお、取引関係がない等の理由により、認定支援機関によっては確認をお断り
させていただく場合もあります。

また、中小企業庁及び金融庁では、一部の認定支援機関による不適切な行為に
関する情報が寄せられていることを踏まえ、各認定支援機関に対し、不適切な行
為を慎むよう注意を喚起しています。詳しくは、下記ホームページをご参照くだ
さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131127Nintei.htm>

【認定支援機関の皆様へのお願い】

原子力災害により避難指示が出された12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、
広野町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）内で事業
を行っていた事業者の事業・生業の再建等を支援するため、平成27年8月、国、
福島県、民間が一体となった福島相双復興官民合同チームが創設され、また、平成
27年末には事業・生業の再建等に向けた国の新たな支援策が取りまとめられたと
ころです。

今回の事業再開等支援補助金は、この新たな支援策の一つで、12市町村で事業
を行っていた事業者が、12市町村内で事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展
開投資を行う場合や、原子力災害後休業していた事業者が12市町村外（福島県外
を含む）において事業再開を行う経費を補助するものです。

この事業再開等支援補助金は、国により認定経営革新等支援機関による事前確認
を前提とした制度とされており、認定支援機関の指導・確認内容について、補助金
の申請時に「認定経営革新等支援機関確認書」を添付していただくことになってい
ます。

認定支援機関の皆様におかれましては、事業者から事業再開等計画の確認が依頼
がなされた場合に、速やかな確認作業をお願い致します。

なお、認定経営革新等支援機関確認書については、申請額が1000万円を超える
計画の場合、事業再開予定場所の市町村に、その写しが提出され、市町村における
確認作業の資料として用いられることになりますので、その旨ご承知おきください

ますようお願い致します。

※事業者に対しては、1000万円以内の事業再開等計画であれば、公募締め切りの2週間以上前に、1000万円を超える事業再開等計画であれば、少なくとも3週間以上前に認定支援機関に対して確認依頼を行うよう案内をしておりますが、認定支援機関の皆様におかれましても、余裕を持った事業再開等計画の確認を行うよう事業者への指導をお願いします。

【認定支援機関における確認のポイント及びお願い】

- 補助金申請者が策定した事業計画について、十分な説明を受けた上で、以下の点について、確認を行ってください。
 - ・事業計画と収支計画の整合性が図られているかどうか
 - ・事業費は適正かつ経済的に積算されているかどうか
 - ・資金計画は確実性が確保されているかどうか
- 提出いただく確認書は、自己資金やつなぎ資金の融資の確約を前提としたものではありません。また、必ずしも補助対象事業期間中に融資が見込まれることを必須とするものではありません。

1.13 市町村復興計画等の確認

事業者が12市町村内で事業再開等行う場合において、補助対象経費が1000万円を超え3000万円までの事業再開等計画を作成するときには、事業再開場所の市町村に対して、当該市町村が策定した復興計画等に沿った内容であることの確認依頼を行い、市町村からの確認回答書が必要になります。

事業者は、経営支援機関の確認書（写し）と認定支援機関の確認のために提出した事業再開計画に関する書類一式を添えて、市町村の担当窓口へ確認の依頼をしてください。

事業再開等計画について、まず認定支援機関の確認をしたうえで、公募の締め切り2週間前には市町村への確認依頼を行うこととなりますので、余裕を持って申請手続きを進めてください。

※市町村の担当窓口及び市町村復興計画等について、福島県商工労働部経営金融課のホームページへ掲載しますので、確認してください。

経営金融課 HP：

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/12shityouson0422.html>

1.14 その他

- (1) 補助金の支払いについては、原則として当補助事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。特に必要と認められる場合、事業期間の途中での事業進捗状況及び代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に関する補助金が支払われる（概算払い）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (2) 本事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿等の確認ができない場合については、当該物件等に関する金額は補助対象となりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、被災事業者事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進基金）交付要綱、被災事業者事業者自立支援事業費補助金（中小・小規模事業者の事業再開等支援事業）実施要領、福島県補助金の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金交付要綱等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還・不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (4) 必要に応じて、事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (5) 交付決定後、補助事業実施に関する注意点等が記載されている「補助事業の手引き」を配布します。よく中身を御確認の上、不明な点は必ず担当にご相談ください。

参 考

1.3 中小事業者の定義

【中小企業基本法】

第2条第1項

- (1) 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第2条第5項

この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

【中小企業信用保険法】

第2条第1項

- (1) 資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下の会社及び個人であって、政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)
- (2) 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とす

るもののうち、特定事業を行うもの

- (3) 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- (4) 協業組合であって、特定事業を行うもの
- (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの(前各号に掲げるものを除く。)
- (6) 特定事業を行う特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第三項第七号において同じ。)であって、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のもの
- (7) 商工組合及び商工組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (8) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会であって、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- (9) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもののうち、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの
- (10) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円(酒類卸売業者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(酒類卸売業者については、百人)以下の従業員を使用する者であるもの(以下「酒類業組合」と総称する。)
- (11) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの

第2条第3項

- (1) 常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人)以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)
- (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの
- (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの
- (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの
- (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの(前各号に掲げるものを除く。)
- (7) 特定事業を行う特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人)以下のもの

1.4 資金面に関すること

【融資制度（特定地域中小企業特別資金）について】

公益財団法人福島県産業振興センターでは、福島県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構とともに、原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が事業を継続・再開する場合に必要な事業資金を長期・無利子で融資する「特定中小企業特別資金」事業を実施しています。

当補助金の創設に合わせ、「特定中小企業特別資金」に事業再開・展開を行う資金（C資金）を創設しましたので、補助事業の自己資金分として活用いただけるようになりました。

なお、貸付に当たっては、審査がありますので、ご注意ください。

特定中小企業特別資金（C資金）を検討される方は、以下へご相談ください。

〒960-8053

福島市三河南町1-20 コラッセふくしま6F

公益財団法人福島県産業振興センター 原発災害対策特別融資チーム

電話：024-525-4019

※お問い合わせは、土・日・祝日を除く8:30～17:15にお願いします。

<http://www.utsukushima.net>